

# 答申書

## 第1 松山市文書法制審議会の結論

実施機関松山市長が，令和4年10月6日に4松（道河整）第247号でした行政情報の一部を公開する決定は，妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 本件公開請求

審査請求人は，令和4年9月22日，実施機関に対し，松山市情報公開条例（平成12年条例第61号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき，公開請求する行政情報の名称又は内容を「一般国道33号松山外環状線インター線改築工事（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）のデータ全て」として行政情報の公開を請求した（乙第1号証）。

### 2 本件処分

実施機関は，令和4年10月6日，審査請求人に対し，条例第11条第1項の規定に基づき，本件公開請求に係る行政情報の一部を公開する決定をした（乙第2号証）。

### 3 本件審査請求

審査請求人は，令和4年10月24日，審査庁たる実施機関に対し，行政不服審査法（平成26年法律第86号）第2条に基づき，本件処分を不服として審査請求をした。

### 4 松山市文書法制審議会への諮問

実施機関は，令和5年1月10日，本件審査請求を条例第20条第1項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し，当審議会の情報公開分科会は松山市文書法制審議会条例（平成28年条例第7号）第6条第1項第1号の規定により本件審査請求を調査審議することとした。

## 第3 本件公開請求に係る行政情報の特定

実施機関は，本件公開請求の際に審査請求人から聞き取りをして，本

件公開請求に係る行政情報を次のとおり特定した。

- (1) 来住余戸線道路改良工事（その２）に伴う工事請負契約書，工事変更契約書，平面図，断面図，横断図，構造図及び工事写真（着工前・完成）のうち，松山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る情報
- (2) 来住余戸線道路改良工事（その２）の実施に関連する，土地売買に関する契約書，土地売買に関する変更契約書，印鑑登録証明書，土地引渡し期限延期願，遺産分割協議書，相続関係説明図，支出命令書（債権者集合）及び支出命令内訳書（債権者）のうち，松山市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に係る情報

#### 第４ 本件処分の内容

実施機関は，前記第２の２のとおり，第３の行政情報について，次の部分を除いて公開する決定（次の部分を非公開とする決定）をした。

- (1) 個人の氏名及び住所（土地所有者分を除く。），生年月日，性別，印影，口座情報，債権者番号，遺産分割協議書の一部並びに相続関係説明図の一部
- (2) 法人の印影

#### 第５ 本件処分の理由

実施機関は，前記第４（１）の行政情報は条例第７条第２号本文の非公開情報（個人情報）に該当し，第４（２）の行政情報は同条第３号アの非公開情報（法人事業活動情報）に該当するため，非公開とした。

#### 第６ 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が提出した審査請求書，令和４年１１月１４日付け補正書及び同年１２月２８日付け反論書のほか，審査請求人が実施機関の窓口で口述したところによれば，要するに，その主張は次のとおりと解することができる。

- (1) 審査請求の趣旨

本件処分 of 取消し及び次の行政情報の公開を求める。

ア 印鑑登録証明書，支出命令書，遺産分割協議書，土地引渡し期限延期願及び土地売買に関する契約書の黒塗り部分（第10においてこれらを「本件非公開部分」という。）

イ 公開された印鑑登録証明書，支出命令書，土地引渡し期限延期願及び土地売買に関する契約書（第10においてこれらを「本件公開情報」という。）のほかに実施機関が保有し存在するはずの行政情報

(2) 審査請求の理由

ア 公文書は公開しなければならないと法律で決まっている。

イ 公開を求めた書類の全部が公開されていない。

第7 実施機関の主張の要旨

弁明書によれば，実施機関の主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 条例第7条第2号本文の該当性

(ア) 審査請求人は行政情報を法律で決まっているから公開されなければならないと述べながら，当該法律の名称はもとより該当条項，本市への適用の有無，市条例との優越関係などを何ら明らかにしておらず，その主張は失当である。また，本件処分は公開を求められた前記第3の行政情報に審査請求人をはじめ個人の権利利益の保護のため公開が適当でないといわれる（「情報公開事務の手引」22ページ平成28年9月松山市作成），条例第7条第2号本文に該当する情報（個人情報）が含まれていたため，条例の規定に従ってその部分に限って非公開としたものであるから妥当である。

(イ) 審査請求人は根拠を何ら示すことなく，求めた書類の全部が公開されていない，実施機関は当然にほかに書類を保有している，

などと述べているが、実施機関は本件処分により公開した文書のほかに審査請求人がいうような文書を保有しておらず、また、本件処分前に執務室及び書庫にそのような文書を残置していないことを複数の職員により確認している。

(ウ) よって、本件処分は市条例に基づき適正に行われ、何ら違法又は不当な点はない。

## 第8 松山市文書法制審議会による調査審議

- (1) 松山市長は、令和5年1月10日、条例第20条第1項の規定に基づき、松山市文書法制審議会に対し、本件審査請求について諮問をした。
- (2) 松山市文書法制審議会情報公開分科会は、松山市文書法制審議会条例第6条第1項第1号の定めるところにより、本件審査請求を調査審議した。

## 第9 審議の経過

当審議会の処理経過は次の表のとおりである。

年 月 日	経 過
令和5年1月10日	諮問書の受理
令和5年1月30日	第1回審議
令和5年5月26日	第2回審議
令和5年7月7日	第3回審議

## 第10 当審議会の判断

### 1 条例の基本的な考え方

条例は、市政に対する市民の知る権利を尊重し、行政情報の公開を請求する権利を明らかにすることにより、市政の活動について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民が的確な理解と適切な判断をすることができるよう市の保有する情報の一層の公開を図り、もって住民自治の理念にのっとり市政の実現に寄与することを目的としている（第1条）。

また、実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政情報を公開しなければならないこととしている（第7条）。

## 2 本件処分の内容

本件処分は、実施機関が、前記第4の行政情報の一部を条例第7条第2号本文又は第3号アの非公開情報に該当することを理由に公開しない決定をしたものである。

## 3 本件審査請求の争点

前記第6の審査請求人の主張及び第7の実施機関の主張によれば、本件審査請求の争点は、次のとおりである。

- (1) 実施機関の本件非公開部分を条例第7条第2号本文に基づき非公開とした決定は妥当か。
- (2) 実施機関は、本件公開情報のほかに印鑑登録証明書、支出命令書、土地引渡し期限延期願又は土地売買に関する契約書を保有しているか。

## 4 争点についての判断

### (1) 本件非公開部分の条例第7条第2号の該当性

#### ア 条例第7条第2号の定め

条例第7条第2号本文は、個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあると認められるものを非公開情報とすると規定している。

これは、いわゆる「個人情報」と呼ばれる、個人の尊厳を守りそのプライバシーの保護を図るため特定の個人を識別することができる情報を非公開とするものであり、「特定の個人を識別することができる」とは、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人であると明らかに識別することができ、又は識別される可能性がある場合をいうと解することができる（松山市文書法制課作成 情報公開事務の手引27～29頁）。

## イ 該当性の判断

(ア) 実施機関は、本件非公開部分を、特定の個人であると識別される可能性があるから条例第7条第2号本文の「特定の個人を識別することができる情報」に該当すると主張する。

(イ) そこで、本件非公開部分が公にすることにより特定の個人を識別することができる情報に該当するかどうかを検討するため、当審議会で実際に本件非公開部分を確認し実施機関から聞き取りをしたところ、本件非公開部分の記載内容は、登記簿で公にされ誰でも知り得るものを除き、個人の氏名、住所、生年月日、性別、印影、口座情報、債権者番号、遺産分割協議書の内容の一部及び相続関係説明図の内容の一部であり、いずれも上記アの特定の個人を識別することができる情報であることが認められた。

(ウ) よって、本件非公開部分は、条例第7条第2号に該当する。

## (2) 本件公開情報以外の行政情報の保有

審査請求人は、実施機関が本件公開情報以外にも印鑑登録証明書、支出命令書、土地引渡し期限延期願又は土地売買に関する契約書を保有するはずであると主張するため、この点について判断する。

ア 当審議会は、令和5年1月30日、実施機関が本件公開情報以外に行政情報を保有しているかどうかを確認するため、実施機関に対して調査及び聞き取りを行った。

イ 当審議会の情報公開分科会委員3人が実施機関の執務場所に向いて、関係するファイルを確認したところ、実施機関が前記第3で特定した行政情報ではないとして未だ公開されていない起案文書や支出負担行為書などを保有していることは散見できたものの、審査請求人が公開を求める本件公開情報以外の印鑑登録証明書、支出命令書、土地引渡し期限延期願又は土地売買に関する契約書は保有していなかった。

ウ よって、実施機関は、審査請求人が公開を求める行政情報を保有していないことが認められる。

エ なお、上記イのとおり、実施機関は本件公開請求の対象とすべき

とも見られる行政情報を保有していたが、これらの行政情報は、実施機関によって全てを一覧化した上で審査請求人に提示し、審査請求人が希望するものは全て令和5年3月24日に4松（道河整）第247-1号の変更決定によって本件処分に追加して既に公開されている。

## 5 結論

以上のことから、実施機関が本件公開情報を特定して本件非公開部分を条例第7条第2号本文に該当するため非公開とした決定は、妥当である。

よって、第1松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和5年7月7日

松山市文書法制審議会情報公開分科会

委員 光信 一宏

同 甲斐 朋香

同 高橋 直子